

# 現行法の執行の流れ

## 食品衛生法

## JAS法

## 健康増進法

立入検査等

内閣総理大臣  
 > 立入検査、報告徴収、収去(第28条第1項)  
 ※権限の委任  
 内閣総理大臣  
 →消費者庁長官、都道府県知事等

内閣総理大臣又は農林水産大臣  
 > 立入検査、報告徴収(第20条第3項) 等  
 ※権限の委任  
 農林水産大臣  
 →地方支分部局の長・都道府県知事

内閣総理大臣  
 > 立入検査、報告徴収、収去(第32条第3項)  
 ※権限の委任  
 内閣総理大臣  
 →消費者庁長官、都道府県知事等

指示・命令等

表示基準に合う表示がない場合(第19条第2項)

公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示を行った場合(第20条)

表示基準に従った表示をしない場合(第19条の13の2)

表示基準に従った表示をしない場合(第31条の2)

営業停止等  
 (第55条第1項)  
 ・都道府県等

廃棄命令等  
 (第54条第2項)  
 ・消費者庁  
 ・都道府県等

指示  
 (第19条の14第1項)  
 ・消費者庁  
 ・農林水産省  
 ・(都道府県等)

命令  
 (第19条の14第4項)  
 ・消費者庁  
 ・(都道府県等)

勧告  
 (第32条第1項)  
 ・消費者庁

命令  
 (第32条第2項)  
 ・消費者庁

命令違反

命令違反

命令違反

原産地(原料又は材料の原産地を含む。)の虚偽の表示

命令違反

罰則

2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科(第72条)

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科(第71条)

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第24条)

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(第23条の2)

50万円以下の罰金(第37条)

資料2-2